



## 中央会の主な事業等活動予定（6月）

平成26年5月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中央会</b>			
6/24	火	<b>専門委員会</b> 時間：午後3時～ 場所：ホテルポートプラザちば	総務部 ☎ 043・306・3281
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
6/2	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：市川歯科医師協同組合	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
6/5	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：新鎌ヶ谷ふれあい街づくり協同組合	商業連携支援部
6/10	火	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：八日市場本町通り商店街（協）	商業連携支援部
6/11	水	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：（協）一宮スタンプ会	商業連携支援部
6/12～14	木～土	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県解体工事業（協）	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
6/18	水	<b>組合後継者等育成事業（青年部交流会）</b> 対象：千葉県中小企業団体青年中央会	工業連携支援部
6/23	月	<b>組合後継者等育成事業（女性経営者等交流会）</b> 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	工業連携支援部
6/24	火	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：協同組合野田ショッピングセンター	商業連携支援部
6/27	金	<b>組合後継者等育成事業（中小企業組合士交流会）</b> 対象：千葉県中小企業組合士会	工業連携支援部
<b>■ 組合等基盤強化事業</b>			
6/4	水	<b>組合事務局強化事業</b> 対象：会員組合	工業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
6/4	水	<b>千葉県中小企業団体事務局責任者協会 組合運営・企業経営研究会</b>	工業連携支援部
6/9	月	<b>千葉県商業協同組合協議会 通常総会</b>	商業連携支援部
6/18	水	<b>千葉県中小企業団体青年中央会 通常総会</b>	工業連携支援部
6/19	木	<b>千葉県共同店舗協議会 通常総会</b>	商業連携支援部
6/23	月	<b>千葉県中小企業団体レディース中央会 通常総会</b>	工業連携支援部
6/27	金	<b>千葉県中小企業組合士会 通常総会</b>	工業連携支援部
6/30	月	<b>千葉県官公需適格組合受注促進協議会 通常総会</b>	商業連携支援部

企業経営に、ご活用ください！（6月発行予定）

## 中小企業白書（2014年版）～小規模事業者への応援歌～

日本の企業数の99.7%を占め、地域経済や日本を支えている中小企業・小規模事業者。中小企業庁では、その動向をまとめた「中小企業白書」を毎年発行しています。2014年版では、特に小規模事業者に光を当て、「小規模事業者の構造分析」、「起業・創業」、「事業承継・廃業」、「海外展開」、「新しい潮流」の5つの柱から動向を調査・分析。地域活性化の秘訣や小規模事業者の経営のヒントが盛り沢山。さらには「施策マップ」や「コネクターハブ企業」など新たなトピックも！2014年版 中小企業白書を明日の経営にぜひご活用ください。

◎詳細は、中小企業庁HPをご確認のうえ、ぜひご一読ください。

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成25年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	茂原卸商業団地協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	秋葉 吉秋	住所	千葉県茂原市小林 1978-8
	設立	昭和 51 年 3 月	業種	卸売業中心の異業種
	組合員	15名		
テーマ	愛称「もばらオロシティ」の効果的な活用について～各種媒体を活用した PR 方法～			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	諏訪山デザイン事務所 代表 諏訪山 良和			

背景と目的

茂原卸商業団地協同組合は茂原市内のほぼ中心付近、国道128号バイパス沿いにある。昭和51年3月に開設以来、県中央地域をカバーする卸流通拠点として大きな役割を担って活動している。

近年、全国的に郊外型の大型商業施設が多数出現、それに伴い小売商業を取り巻く環境は厳しくなっている。現在、茂原市でも多数の大型店が新店し、県内でも屈指の競合激戦区域になっている。そのため、これまで繁盛していた既存商店街に関連する中小業者は停滞傾向にあり、なかなか景気回復の兆しは見えていない。

昨年4月、卸商業団地に近い場所に首都中央連絡自動車道（圏央道）の茂原北ICと茂原長南ICが開通しここへのアクセスが向上したが、今年からの消費増税もあり、販促対策は重要になっている。

卸商業団地は主に商業者を相手に行っている事もあり、市内の住民等へのPR活動は重視しない傾向にあったが、昨年「もばらオロシティ」の愛称を制定し、近隣

地域にイベントを開催、身近な存在としてイメージアップ活動をスタートさせている。

今回の研究会事業のテーマは、愛称の「もばらオロシティ」を使った卸商業団地の効果的なPR研究で、その概要は既存ホームページのより一層の有効活用と、会員PRとして新規に作成するマップの具体的内容についてである。

事業の活動内容

今回の研究委員会は組合の青年部を中心にする構成メンバーで、昨年8月からスタートし、月1回ペースで延べ7回の開催だった。

組合の現在のホームページは立ち上げから十年以上経過している事もあり、様々な問題がある。

例として、現状のホームページは専用のメニュー画面からデータ更新ができる。作業は簡単で容易な反面、限定された内容でしか更新できないので、大きな変更等は管理者にその毎、別途の依頼が必要になる。管理に重要な直接サーバーへのアクセスは管理者が行い、周辺のメンテナンス等もすべて依存している状況である。

このことから、ネットを活用し顧客開拓に成功している先進事例を重点的に研究、組合としては、ネットに精通する若手会員もいることから、ホームページの自己管理への移行と、ビジネス活用の将来構想について研究を行った。

組合の既存ホームページ



インターネットの歴史も約20年近く経過し、早い時期に立ち上げそのまま継続しているホームページは技術的にも全面的な改訂の時期を迎えている。組合では現状のホームページの改善とあわせ、開設しやすいネットツールとして話題になっているフェイスブックページの導入についても研究を行った。

個人交流から発生したフェイスブックも最近では会社や組織等での

活用が流行している。組合もホームページの更新研究と並行して今回、テスト開設した。

立ち上げたフェイスブックページ



組合マップの作成については、他業種も含め、先進的なマップ事例について委員会で専門家を交え研究や検討を行った。

マップに掲載する会員のPR情報や取扱商品サービス等について、複数回の内部リサーチと検討を実施、マップデータを制作した。

## 事業の成果

事業の直近の成果はもばらオロシテイマップの完成である。このマップの制作データを組合で所有することで、内容に変更がでても

すぐに対応が可能となった。ホームページにもこのマップの最新版を連動して掲載する。

マップは利用者の視点で作る事を心がけた。業種別に色を変え、最も重要な情報となる取扱商品を中心に紹介、あわせて所在地、連絡先、営業時間、定休日等に絞り込んで作成されている。

今回研究作成されたマップA面



マップの特色はB面掲載のキャッチコピーに集約されている。①ココには十万点を越えるアイテムがあります。②ココに来ればなんでもあります。③魅力の商品流行のト

レンドやツール……。④まだ取引のない初めての方もお気軽に……。等、新規の顧客に向けたメッセージでまとめている。

同じくマップB面



## 今後の事業展開・展望

研究会の成果を活かし今後は以下の活動を予定している。

### 1. 「オロシテイマップ」の

#### イベントでの活用

研究会の成果品であるマップデータを活用し、最新の会員情報

を記載したマップを「もばらオロシテイ祭り」で来場者に配布。卸商業団地のPRに役立てる。

その他、地域や行政等の活性化や防災イベントにも、このマップ活用する。

### 2. マップのホームページや

#### ネットでの活用

ホームページで紹介する「もばらオロシテイ・マップ」の掲載内容は最新の情報である事が望まれる。また、ここでのイベントや情報発信も出来る限りリアルタイムな更新で行う。

ホームページの機能は商談や引き合い等の商取引に直接つながる事が理想で、その段階まで機能アップする事を今後の目標とする。

### 3. ホームページのリニューアルと

#### フェイスブックの導入活用

今後の方針として早急なホームページの改訂が望ましいが、契約中のネット管理会社との調整もあり、すぐには難しい。

その対策として迅速な情報更新と写真のアップが可能な組合フェイスブックの積極的な活用を予定している。(以上、事業抜粋)

#### デザインコンサルタント

諏訪山 良和

テーマ 商店街・共同店舗

## 買い物弱者支援のための「買い物客送迎用三輪自転車」の運行開始

### 花見川団地商店街振興組合

高齢化した団地内の商店街で「買い物客送迎用三輪自転車」を無料で運行。利用者からは大きな満足を得るとともに、地域コミュニティの担い手としての商店街の地位を大幅にアップ！

#### 背景と目的

居住人口が1万5千人へと半減し、合わせて住民の高齢化率が30%を超え、商店街での買い物物が困難になっている住民が増加してきている団地で、団地内での高齢者の孤独死の発生と相まって、高齢者の見守りと日常生活の支援が切実なものとなっていた。このような状況から、商店街の専務理事が中心となり、若手理事を含めた5名でプロジェクトチームを立ち上げ、「買い物弱者支援」としての「買い物客送迎用三輪自転車」の運行を開始した。

#### 事業・活動の内容

買い物客送迎用三輪自転車の運行は、5名のボランティアスタッフの協力を得て、平成25年2月から運航を開始した。運行の仕組みは図の通り、地域住民と各商店からの電話を受け、地域住民を買い物の電話を受け、地域住民を買い物の客として住民と商店間を送迎するものである。運行時間は11時～13時、14時～16時の4時間で、ボランティアスタッフがドライバーとしてシフトを組んで対応している。

利用者から電話依頼を受けた事務局がドライバーの携帯電話に連絡し、ドライバーが依頼先に向かい利用者を三輪自転車に乗せて商店や住宅まで送迎する仕組みとなっており、送迎の途中で利用者とドライバー間で会話が交わされることが多く、ボランティアドライバーの人数が事業の成否に大きく影響するといえる。

#### 活動の成果

買い物客送迎用三輪自転車の利用者は、開始当初は月150人前後（1日平均7名）であったが、地域に浸透するにつれて増加してきており、現在は月270名程度（1日平均14名）と倍増している。現在では、1日に20名を超える日も数日あるなど、着実に地域に定着しつつある状況が窺える。

利用者からの評価は大変高く、買い物が楽しくなったとする意見が多く寄せられている。

組合員に及ぼした効果としては、多く買い物をしていただいたお客様には自宅までお送りするサービスがあることで、お客様に対して安心して商店を進めることができるといったことがあげられる。実際に利用者の買い物商品は、普段の約3割増になっており、個店の売上増にも貢献している。

### 花見川団地商店街振興組合

住所：〒262-0046  
千葉県花見川区花見川3-26-104  
設立：平成7年4月  
出資金：2,950千円  
電話：043-258-1194  
URL：http://www.hanamigawa.net/  
業種：小売業、サービス業  
組合員：31人  
組合専従者：3人



▲買い物客送迎用三輪自転車

## 組合 Q & A

### 監事の会計監査の範囲

監事が、飲食店の領収書を見て、出席者を伝票に記せとっている。理事会としては、監事に業務監査権はないと突っぱねたい

会計監査限定の組合であることを前提に考えてみます。監事は決算後に理事から提出された次の書類を監査します。①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案

①の事業報告書に関しては、監査する権限はないので提出は任意です。監事はいつでも会計帳簿・書類を閲覧、謄写でき、理事などに会計に関する報告を求めることができ、組合の業務及び財産の状況を調査することもできます。

監事が「飲食店での接待の伝票には接待の相手の氏名を書いては

しい」と要求したら理事の業務に関する監査をしていることになるかもしれません。理事が「それは勘弁してほしい」と応えたら、会計監査の範囲を逸脱している、と暗に主張しているのかもしれない。監事と理事の間でこうした会話が交わされるのが監査ということなのです。

理事は、領収書も揃って使途不明金ではないから、接待の相手を明らかにしたくありません。一方、監事は注意深く職務を遂行しなければ、組合員に申し訳ないと考えます。

理事も監事も組合のために最善の努力をしようとした結果の意見の主張なのです。理事は接待の相手に迷惑をかけたくない、監事は組合のお金が正しく使われているか監査しなければならぬと考えているわけです。

監事の監査の現場をシミュレーションしてみましよう。

監事「この交際費は何のための支出ですか」

理事「受注実績を上げるためです」

監事「それでは、一般管理費ではなく共同受注事業の経費に区分して、事業別の損益を

より明確にしてください」

監事の監査は、こんなやりとりになるのではないのでしょうか。接待相手の氏名を明確にしてほしい、会計監査のために必要な業務に関する調査であることを伝えて、質問すればよいでしょう。

ある事務局長から「監査に際して知りえた情報を他に漏らさない」と監事から一筆取りたいと相談されたことがあります。監事にも善管義務の適用があるので、その必要はないと答えました。理事の業務執行権と監事の監査権のバランスは難しいものです。

### ポイント

★会計監査限定の場合、その職務のために必要な範囲で業務の「調査」は可能

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】企業組合の剰余金の配当は、組合が自由に決めることができる。

【第2問】事業協同組合の利用分量配当は、事業を利用した量に応じた配当である。

【第3問】事業協同組合の共同事業は、組合員の事業と無関係のものでよい。



《解答》【第1問】×（企業組合においては、出資に対する配当を2割以内で実施し、なお、剰余がある場合には、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて配当する定めになっている。）【第2問】○【第3問】×（事業協同組合等では、組合の原則として「直接奉仕の原則」が規定されている。組合は、組合員の事業に直接奉仕する共同事業を行うのであって、組合が営利事業で利益を上げ、組合員に分配することで奉仕するものではない。）

テーマ 建設用中古仮設資材の在庫管理の徹底と再生力向上等による販売力の強化

## 千葉県異業種交流融合協議会 会員企業

### 株式会社リンクス

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

#### 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

#### 申請のくやわしは？

当社は、昭和63年に設立し、中古品の買い

取り及び販売等の事業を展開している企業です。取り扱っている中古品は、建設用仮設資材（足場、クランプ等の連結具、仮囲い、養生シートなど。以下「中古仮設資材」と言います。）に特化していることから、仕入先という意味でも販売先という意味でも、建材リース会社や建設会社が必要な取引先となっております。

同業他社は、中古仮設資材を仕入れる際に、建材リース会社等に自社の店舗へ品物の持ち込みをさせていますが、当社は、仕入先に出向き、中古仮設資材を回収していきます。買い取り価格はその場で査定し、品物の回収時に現金で決済する方法を採っていることから、仕入先としての建材リース会社からの信頼が厚く、まとまった量の中古仮設資材が出そうなどとき（リース用仮設資材の入れ替え、建材リース会社等の廃業など）などは、その旨の情報をいち早く提供してもらえるとという強みがあります。

当社は、四街道市内に工場を保有しており、仕入れた中古仮設資材の再生（中古仮設資材に付着した塗料やコンクリートの除去、単管パイプ等の曲がりの矯正など、新品同様に使用できるようにする作業）を自社で行っています。

高い仕入力と再生力を背景に、充実した品揃えの実現に努めた結果、販売先としての建材リース会社等からの信頼獲得に繋がりと、業績は概ね好調に推移しています。しかしながら、更なるステップアップに向けて、売上高の早期倍増を目指すには、これまで以上に販売力を強化することが当社の課題となりました。

#### テーマ及び内容は？

1. テーマ  
『建設用中古仮設資材の在庫管理の徹底と再生力向上等による販売力の強化』
2. 計画期間  
▽平成25年4月～平成29年12月（4年計画）
3. 内容

売上高の拡大に向けた販売力の向上のために、在庫管理の見直し、中古仮設資材の再生効率、販売体制の整備に取り組むことを計画しました。

#### 新たな取り組みの特徴は？

これまでの在庫管理、再生作業、販売の各

段階においては、次の点が課題でした。

### ●在庫管理上の問題点

▼中古仮設資材をアイテム別に仕入れた数量を確認して在庫管理システムに入力。しかし、中古仮設資材の殆どは、仕入れたままの状態では売り物にならないため、「仕入品在庫数量」「商品在庫数量」ではない。

▼商品在庫数量を正確に把握するようにしなければ、仕入品の在庫はあっても商品の在庫はないという事態が起こりかねない。

### ●再生作業の問題点

▼再生作業の多くを手作業で行っているのが現状。手作業である以上、処理能力には一定の限界があるため、販売数量を高めていくには、仕入～販売までの回転を高めることが不可欠。

### ●販売体制の問題点

▼資材置き場のような販売所に商品を雑然と積んでいるような状況だったが、当社HPによる通信販売を始めたところ、建材リース会社や建設会社といった企業のほか、DIYを趣味とする個人が徐々にではあるが当社販売所に来店。新たな客層となるこうした個人客を多く取り込んでいける店づくりへの取り組みも、販売量を拡大するうえでの重要な課題として認識。

▼販売所の担当従業員も配置されていないため、売り場で欠品が生じていてもすぐには在庫補充が出来ない。こうした機会損失の解消も課題。

そこで当社は、次の取り組みでこれらの課題を解消することを計画しました。

### ○在庫管理の徹底

▽現在使用している在庫管理システムに「未再

生品」と「再生品」の区分を設けることで、仕入数量、未再生品数量（「近々商品として販売できると見込まれる数量」、再生数量（「商品在庫数量」、販売数量を随時確認できるように対応。

▽欠品しそうなアイテムがあれば、その仕入を急ぐ、或いは再生作業を優先的に進めるといった臨機応変の対応が可能に（「機会損失の解消」）。

### ○中古品の再生力強化

▽仕入れた中古仮設資材の再生作業を一部機械化することで再生作業の効率を高める。仕入れた品物が未再生品として社内滞留している時間を短縮し、商品として素早く売り場に供給。

### ○ショップの整備

▽個人客が来店しやすくなるようショップを整備するとともに、店舗担当員を配置し、売り場管理を徹底。



▲仮設資材用ロボット洗浄装置

## 今後の事業展開は？

当社は、新品と変わらない品質の商品をホームセンターの半値以下で販売できることから、価格競争力も高いと考えられます。これは、今後、個人客の獲得を進めるうえで大きな効果を発揮すると考えています。

本計画の実行をとおして、仮設資材のリサ

イクル推進に積極的に取り組み、資源の有効利用に寄与する環境配慮型企業として成長したい考えです。

## 社長さんの一言

「経営革新計画」の承認を受け、平成25年夏に再生力強化と商品の品質均一化を図るため、ロボットによる洗浄装置を導入。併せて今まで人力による曲がり矯正、切断、穴あけ作業を機械化した。

平成26年度事業計画を、前年比35%アップとした。在庫管理を徹底、商品の識別を明確にし、納期優先で目標達成に努力する所存です。

## 中央会から

◎経営革新に係るご相談は本会経営支援部までお願い致します。

☎04333063282



## 企業プロフィール

団体名：千葉県異業種交流融合化協議会  
企業名：株式会社リンクス  
代表者：坂元 健一  
所在地：四街道市大日2043-2  
電話番号：043-421-6010  
資本金：10,000千円  
従業員数：12名  
業種：他に分類されない小売業  
E-mail：chiba@links-co.info  
URL：http://www.links-co.info/  
承認年月日：平成25年3月26日  
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成26年4月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は9から5に減少。「減少した」業種は2から8に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は14から2に減少。「減少した」業種は5から18に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は5から3に減少。「悪化した」業種は3から7に増加。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は9から10に増加。「減少した」業種は1から6に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は13から9に減少。「減少した」業種は5から11に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は7から8に増加。「悪化した」業種は5のまま変化なし。

## 製造業

### 漬物製造

【県内全域】

消費税アップの反動があり売上が下がると思っていたが、小さな下落で推移している。

### 豆腐製造

【県内全域】

4月より消費税増税となったが、世間で言われていたような圧力や不利な交渉はなかったようだ。国産大豆は引き続き、入札の度に高値更新しており、上限の見えない状況が続いている。増税を乗り越えても原料・光熱費の上昇に苦しめられている製造業者は多い。

### 酒類製造

【県内全域】

観光関連では、好転しているが全体としては横ばいの状況。消費税引き上げによる売上低下を懸念したが、反動は見られなかった。

### 乳製品

【県内全域】

牛乳の売れ行きが良くない。各社ヨーグルト中心にイベントを実施。

### 製材

【県内全域】

年度変わりであり、公共工事が減ったため、若干売上減。

### 製材

【木更津】

4月はロシア船1隻入港、南用材と米材は入港なし。ロシア材は在庫減少。

### 印刷

【県内全域】

売上は3月と比較して若干減少し

た模様。例年3月は年度末需要に対応する為に操業度も上昇するが、今年度は消費税率の上昇を見込んだ新年度の駆け込み需要が上乘せされ、各社共大変忙しく稼働。現に用紙や資機材販売の企業からは、4月の始めには一部買いだめの影響もあり、全く注文が入らなかつたそうだ。月間では数%減少。

### 生コン製造

【県内全域】

昨年末から出荷が落ちていたが、少し回復状況になってきた。セメント、骨材の値上げにより経営が厳しくなっている。生コンは契約ベースの為に値上げできない。

### 電気鍍金

【県内全域】

消費税率が改正されて、一カ月が過ぎたが、景況は幾分駆け込み受注もあり、また復興関連の影響で受注が改善されている企業もある。だが、これから夏から秋に向かつての景況は、緩やかながらも上昇するとの見方もある一方で薄曇りの景況との見方をするようだ。

### 鉄工

【千葉】

当組合が実施している事業所動向調査(毎年4月、10月実施)によると、景況感、受注、販売、設備操業度が大幅に好転し、単純比較ではリーマンショック前の好調時を上回る結果が得

られた。消費税アップから4月若干落ち込みが見られる先もあるが、各社健闘しており好調持続を期待している。

#### 【機械部品製造】

【野田】

消費税の転嫁等スムーズに見えるが、厳しい状況も耳にする。業界動向は、引き続き好調傾向があり、維持するよう期待したい。

#### 【機械部品製造】

【流山】

連休前であるため、受注量は前月と変化がないようである。

#### 【機械部品製造】

【柏】

全体的には、消費税に伴う駆け込みの反動により受注は減少。

#### 【金属製品製造】

【船橋】

期末の追い込みを終え、4月以降は不鮮明な状況。現在のところ、大幅な減産傾向は見られない。

#### 【土砂採取】

【県内全域】

地域によっては前月比及び前年同月比で在庫数量の減少の報告。また、前年同月比で売上高の増加、景況の好転報告もあるが、全体では前回報告と大きな変化はない。

#### 【非製造業】

#### 【総合卸売】

【千葉県・東京都】

【事務機・オフィス家具卸】3月までは消費税増税前の特需で売上前年同月比増加したが、4月に入り新たな商談は激減。【日用品卸】メーカーからの仕

入れでは消費税増税分の転嫁がされているが、販売先の大手量販店の一部では増税相当分の納入価格引下げ要請がある。

#### 【食肉卸売】

【千葉市他】

豚流行性下痢（PED）発生によると畜頭数の減少等により、枝肉価格が高騰している。PEDが県内で続発しており、秋以降豚のと畜数の減少が懸念される。

#### 【リサイクル卸売】

【県内全域】

輸出価格は下落しているため、今後国内状況も悪化する可能性有。

#### 【建築材料卸売】

【県内全域】

4月は3月のかけこみ需要の反動か激減した。一過性のものとの判断により、マインドは不変。業界動向は、逼迫していた荷練り一段。4月からセメント値上げに本腰。

#### 【自動車解体】

【県内全域】

スクラップ価格が下げ止まり、少し反発。ただ昨年のレベルまでは回復せず。円安が続いているため輸出については落ち着いた動き。

#### 【乾物卸売】

【県内全域】

消費税増税により3月度は前年比売上額は上昇したが、その分今月は反動を受けたようだ。

#### 【小売】

【柏】

消費税が増税されたが、当テナン

トの大部分が単価として高い物を扱っていないことから、3月と変化はあまりなかった。

#### 【電気機器小売】

【県内全域】

消費駆け込み需要の後で、売上は激減している。

#### 【中古車仕入・販売】

【県内全域】

消費税増税は、中古車販売にとつてはマイナス要因になり販売は低迷。3月までの下取り車によりタマ不足感はなかったが相場は下がり成約も下がり始めている。回復までには2〜3ヶ月の期間がかかるとの大方の見方の意見が多数。輸出は増税の影響もなく好調。

#### 【小売】

【東金】

ファッション関連品含む比較購買品はダウン。食品関係は、消費税の影響は少なかった。全体的には、客数ダウン。

#### 【小売・サービス】

【柏】

消費税増税により大幅売上減を心配したが、どの業種においても減少をしても微減で推移した模様、どの事業者においても、第1週こそ大幅に減少したが中旬より戻りだしてホツとしたというのが実感。

#### 【自動車一般整備】

【県内全域】

消費税増税の影響あり。

#### 【建設揚重】

【県内全域】

4月に入り、若干下降傾向。地域により温度差あり。5月は石油プラントの定修もあり回復傾向を予定している。

#### 【旅館業】

【鴨川】

少しずつ良くなっている。

#### 【一般廃棄物処理】

【千葉】

増税により前月の状況が良かった分、前月比は悪い結果となったが、前年同月と同様の状況であることから、増税の一次的冷え込みもなく、上々の結果と思われる。

#### 【学習塾】

【県内全域】

新入塾生の出足が年々少しずつ遅くなっているように思われる。

#### 【建設】

【県内全域】

当連合会加入組合員の受注額は2,409百万円であった。これは、前月比で△9,321百万と大幅な減少となった。前年同月比でも1,198百万の減少。例年、3月は増加、4月は減少する傾向。

#### 【貨物運送】

【野田】

ドライバー不足に苦勞。高速道路料金のETC割引制度が変更。

#### 【輸出入】

【県内全域】

4月は3月から売上が上昇傾向になり、前月・前年同月比と好転。

会員組合の問題点に対して専門家が相談に応じます!!

## 個別専門指導事業のご案内

～組合や組合構成員企業が直面している課題の解決を図ります～

### ◆ 個別専門指導事業とは？

地域経済の活性化のため、県内経済の重要な担い手である中小企業の経営革新と中小企業組合等の連携組織の活性化を支援するために、県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びこれらの構成員企業が抱えている問題点に対して専門家が相談に応じます。

### ■ 支援対象

千葉県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びそれらの構成員企業。

### ■ 支援方法

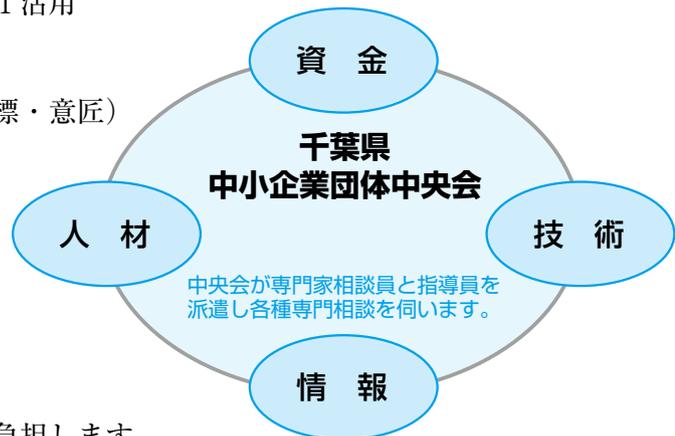
組合等が直面している課題の解決を図るため、本会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な支援相談を行います。

(相談内容や予算の執行状況等により、事業実施の可否について検討させていただく場合がございますので、事前に本会までご相談ください。)

### ■ 対象となる支援内容例

- ① 組合運営及び共同事業におけるIT活用
- ② 組合運営等に関する法律事項
- ③ 会計・税務処理
- ④ 工業所有権(特許・実用新案・商標・意匠)
- ⑤ 製品開発、技術開発、改善手法
- ⑥ 組織金融
- ⑦ 組織運営全般
- ⑧ 新規共同事業の開発
- ⑨ 社会保険、労務改善、就業規則
- ⑩ 団体・企業のCI
- ⑪ システム構築
- ⑫ その他経営管理全般

※専門家謝金・旅費等の経費は本会が負担します。



### ■ 委嘱する専門家

- ① 学識経験者
- ② 弁護士
- ③ 弁理士
- ④ 公認会計士
- ⑤ 税理士
- ⑥ 技術士
- ⑦ 中小企業診断士
- ⑧ 社会保険労務士
- ⑨ システムエンジニア等情報処理技術者



◎お問合せは、本会工業連携支援部 (Tel 043-242-3277) まで

# 官公需適格組合の証明制度が再度改正されます

官公需適格組合の証明制度については、平成 25 年 7 月 1 日に提出書類の簡素化などが改正され、その後、総務省行政評価局より官公需適格組合の証明制度について下記の勧告がありました。

## 勧告内容

1. 経済産業省は、更新申請の受付に当たり、「中間資料」と同内容の添付資料について省略する措置を講ずる必要がある。きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むため
2. 経済産業省は、官公需適格組合の 2 回目以降の証明申請の受付に当たり、添付を求めている「資格登録先及び審査決定による格付けの一覧表」について、その審査主体に地方公共団体を含めるよう検討する必要がある。
3. 経済産業省は、申請者の負担軽減を図る観点から、官公需適格組合証明申請の申請書及び添付書類の部数を必要最小限のものとする必要がある

## 上記の勧告内容を受けて平成 26 年 7 月 1 日より下記のように改正されます

1. 証明基準としての資格審査の登録は廃止する。
2. 既に提出済みの内容と変更がない場合の省略可能な添付書類として、決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を追加する。
3. 工事に係る証明申請の提出部数を、物品納入等と同様に「2 部」とする。
4. 共同受注の検査に係る規定については、「共同受注規約」等ほかの規約において規定している場合もあることから、その場合は当該規約の添付により代えることができる。

◎詳しくは、本会商業連携支援部まで (☎043 (306) 3284)

# 「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」及び「デフレ脱却等特別相談窓口」の設置について

千葉県中央会では、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の各種制度の運用が開始されることを受け、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を設置しました。

**【お問い合わせ先】千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (岩澤)**  
 住 所：〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3階  
 電 話：043 (306) 2427 FAX：043 (227) 0566

**平成 26 年 経済センサス - 基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します！**



○平成 26 年 7 月 1 日現在で両調査を実施します。

○経済センサス-基礎調査は、事業所・企業の基本的構造を明らかにするために、また、商業統計調査は、我が国における商業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

調査票は、平成 26 年 6 月末日までにお届けしますので、7 月 1 日以降に提出してください。

総務省・経済産業省・都道府県・市町村

事業主の方へ  
退職金のこと  
ちょっと考えてみませんか？

「中退共」の退職金制度なら、

- ① 国の掛金助成を受けられます。
- ② 掛金は全額非課税。
- ③ 社外積立だから、管理がカンタン！  
パートさんのための特例掛金月額もご用意

（中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。）

\*解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。  
詳しくはホームページへ [中退共](#) [検索](#)

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

## 千葉県中小企業団体中央会 第58回通常総会

本会は5月28日、ホテルポートプラザちばにおいて第58回通常総会を開催した。

議事は、①平成25年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について②平成26年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法の決定について③常勤役員報酬の決定について④借入金残高の最高限度決定について⑤定款の一部変更についてがそれぞれ上程され、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認可決した。



▲第58回通常総会

## 平成26年度情報連絡員を委嘱

本会では県下の中小企業の動向、問題点、要望等を的確に把握する

ため、本年度は次の50名（敬称略・順不同）を情報連絡員に委嘱した。

毎月提出される調査報告は本誌に掲載（抜粋）される他、関東財務局千葉財務事務所、千葉県、全国中央会に報告され、施策立案等の参考にされている。

※印の方は景況調査員を兼務。

### 製造業

【食料品】▼山岡春夫（千葉県醤油工業協・事務局長）▼飯田恭介（千葉県漬物工業協・専務理事）▼宇佐見順（千葉県豆腐商工組合・専務理事）▼和田充雄（千葉県酒造協・事務局長）▼※高橋東（千葉県牛乳商業組合・理事長）

【繊維・同製品】▼藤間健史（千葉県テントシート工業組合・理事長）

【木材・木製品】▼宮原茂（船橋木材工業協・代表理事）▼加藤哲（木更津木材港団地協・事務局長）

【印刷】▼※日暮秀一（千葉県印刷工業組合・理事長）

【窯業・土石製品】▼每熊厚夫（千葉県西部生コンクリート協・専務理事）

【鉄鋼・金属】▼※金子淑彦（千葉県鍍金工業組合・事務局長）▼長沢啓司（千葉県鉄工業団地協・専務理事）▼飯塚真太郎（野田工業団

地協・代表理事）▼長橋敏男（流山工業団地協・専務理事）▼※藤井秀美（柏市工業団地・協代表理事）

▼澤村潔（ふなばしインタックス協・事務局長）▼中村晃（船橋機械金属工業協・専務理事兼事務局長）

【鉱業・採石】▼金木庸一（千葉県採石事業協・事務局長）▼並木章（千葉県土砂事業協連合会・事務局長）

### 非製造業

【卸売】▼金子英昌（船橋総合卸商業団地協・事務局長）▼石井利男（県南畜産処理事業協・所長）▼※深山貴道（千葉県資源リサイクル事業協連合会・事務局）▼平井正樹（千葉県セメント卸協・専務理事）▼酒井康雄（千葉県自動車解体業協・理事）▼飯塚真一（千葉県海苔問屋協・代表理事）▼今関義彦（茂原卸商業団地協・理事相談役）

【小売】▼※海保洋司（柏駅前第一商業協・事務局長）▼※吉場義友（千葉県電機商業組合・総括理事）▼上野宏幸（千葉県中古自動車販売商工組合・専務理事）▼家村吉隆（協東金ショッピングセンター・常務理事）▼堺滋基（協野田ショッピングセンター・事務局

長）▼正司進（千葉県青果商業協連合会・理事長）

【商店街】▼吉田俊夫（協光ヶ丘商店会副理事長）

【サービス】▼武井英一（千葉県自動車整備商工組合・総務課長）▼小溝明（柏市自動車協・事務局長）

▼※渡辺和俊（千葉県クレイン建設重機協・事務局長）▼稲葉靖（小湊旅館業協・代表理事）▼佐藤達也（小湊妙の浦遊覧船（協業）事務局次長）▼※平井亜里（千葉市廃棄物リサイクル事業協・事務局長）▼皆倉宣之（千葉県学習塾協・理事）▼伊藤克義（千葉県測量設計補償協・専務理事）▼寺崎浩一（千葉県ビルメンテナンス協・総務課長）▼※古山明（協シーソフトウェア・前副理事長）

【建設業】▼田野正広（千葉県水道管工事協・事務局長）▼海保智行（千葉県建設業協連合会・常務理事）▼※鹿野新一郎（浦安建設協・代表理事）▼※山中則子（協千葉電設協会・事務局）

【運輸】▼石川雅浩（協システムネット北千葉・専務理事）

【貿易】▼檜貝孝二郎（千葉県貿易協・常務理事）

## 「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月  
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

### 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

#### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 】



この社会あなたの税がいきている

千葉労働局からのお知らせ  
労働保険料の申告・納付は、  
お早めに  
(期間は6/1~7/10まで)

## 【事業主の皆さまへ】

年度更新の手続きは、平成25年度の概算保険料を精算する「確定申告」と平成26年度の見込み保険料(概算保険料)を申告するものです。

申告・納付は、各労働基準監督署、最寄りの金融機関を通じてお早めに手続きして下さい。

なお、保険料の申告には電子申請を、納付に口座振替をご利用頂くと便利です。

◎詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課までお問い合わせ下さい。

(☎043・221・4317)

平成26年7月1日から  
男女雇用機会均等法の規則・  
指針の一部が変わります!!

①均等法で禁止する間接差別の範囲が拡大します

現在、均等法で禁止されている間接差別3項目のうち1項目の内容が変わります。

○(合理的な理由なく)すべての労働者の募集・採用、昇進または

職種の変更に応じることができると「要件とすること」。

※ が改正部分です。

※間接差別：性別以外の事由で、一方の性に相当程度の不利益を与える措置で合理的理由のないもの。

②職場におけるセクシャルハラスメント対策の指針において、同性に対するセクハラが対象に含まれることを明記する

などの変更がありました。

◎詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

小規模企業共済の加入対象が  
4月から一部拡大されました

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえます。

同制度の加入対象者の範囲が平成26年4月1日から下記のように一部拡大されました。

「宿泊業」と「娯楽業」の加入

資格(3月31日まで)常時使用する従業員数が5人以下の個人事業主、経営者(※)または会社の役員(4月1日から)常時使用する従業員数が20人以下の個人事業主、経営者(※)または会社の役員

※共同経営者は、個人事業主1人につき2人まで。

◎制度の詳しいご案内は、中小機構のホームページをご覧ください。

職場における風しん対策  
ガイドラインの策定について

厚生労働省は、平成24からの風しん流行を受け、平成26年3月「風しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働大臣告示、以下「予防指針」という)を策定しました。

この中で、特に職域における風しん対策の重要性が指摘されており、厚生労働省は事業者に対して、予防接種を受けやすい環境の整備等に関してガイドラインを定めて実施することを求めています。

ガイドラインは、職場において風しん対策を実施する場合に必要な体制、具体的手法や手順などについて現場の利便性を十分配慮したものになっています。

ガイドラインは厚生労働省のHPからダウンロードできますので、職場内、家族・友人等へ感染伝播防止にお役立てください。

新しいエネルギー基本計画が  
閣議決定(資源エネルギー庁)

新しいエネルギー基本計画が、4月11日閣議決定された。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、「安全性」「安定供給」「経済効率性の向上」「環境への適合」というエネルギー政策の基本的な方向性を示すもの。

最大の特徴は(1)2012年9月に当時の民主党政権が決めた「革新的エネルギー・環境戦略」に盛り込まれた「2030年代に原発稼働ゼロ」という方針が転換され、「重要なベース電源」と明記されたこと。(2)再生エネルギーに関しては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこと等である。

詳細は、経済産業省のHPをご覧ください。